国立大学法人東京農工大学２号年俸制給与に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （諸手当） 第７条　２号年俸制適用職員の諸手当は、俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、高所作業手当、山上等作業手当、衛生管理者手当、産業医手当、作業主任者手当、放射線取扱主任者手当、電気主任技術者手当、特別委員手当、グローバル教育院手当、超過勤務手当、宿日直手当、休日勤務特別手当、管理職員特別勤務手当、入試手当及び学位論文審査手当とする。 ２　前項の諸手当は、給与規程第22条から第37条の3までの規定をそれぞれ適用し、又は準用し、支給する。 ３　（略）	本則 （諸手当） 第７条　２号年俸制適用職員の諸手当は、俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、高所作業手当、山上等作業手当、衛生管理者手当、産業医手当、作業主任者手当、放射線取扱主任者手当、電気主任技術者手当、特別委員手当、グローバル教育院手当、超過勤務手当、宿日直手当、休日勤務特別手当、管理職員特別勤務手当、入試手当、学位論文審査手当及びクロスアポイントメント手当とする。 ２　前項の諸手当は、給与規程第22条から第37条の4までの規定をそれぞれ適用し、又は準用し、支給する。 ３　（略）	クロスアポイントメント手当を新設する改正

附　則（令和３年４月１日経規程第11号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。